

□■受験対策ミニ講座 7号 2021□■（養成所ニュースプラス第 13号）

31日の衆議院総選挙に向けて、各党の論戦が始まりました。コロナ対策も争点の1つになっています。医療面や社会保障面でいかにセーフティネットを発動することができるのか。耳を傾けて考えていきましょう。

今回は「社会保障」からの事例問題になります。いつものように選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるかもあわせて考えてみましょう。

■Plus Quiz

【第33回問題54】事例を読んで、Gさんが受けられる社会保障給付等に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

（事例）Gさん（35歳、女性）は民間企業の正社員として働く夫と結婚後、5年間専業主婦をしていたが2019年（令和元年）に離婚し、3歳の子どもと二人で暮らしている。飲食店で週30時間のパートタイムの仕事をしており、雇用保険の加入期間は1年を過ぎた。しかし、店主の入院により飲食店は営業を休止し、Gさんは休業を余儀なくされている。

1. Gさんは、婚姻期間中の夫の老齢基礎年金の保険料納付記録を分割して受けられる。
2. Gさんが児童扶養手当を受給できるのは、子が小学校を卒業する年度末までである。
3. Gさんが母子生活支援施設に入所した場合、児童扶養手当を受給できない。
4. Gさんは、休業期間中の手当を雇用保険の雇用継続給付として受給できる。
5. Gさんが解雇により失業した場合、失業の認定を受けて雇用保険の求職者給付を受給できる。

答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info

- ・(32期生) 住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。
- ・(33期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」、「スクーリング代替授業の履修」、「授業料の納入」が必須となります。本養成所の受講認定基準を満たした方に対して、11月初旬に支給申請に必要な書類を発送予定です。
- ・レポート評価票の課題及び課題番号の記入について、未記入や番号違いに注意してください。
また、必ずレポート評価票と原稿用紙はホチキスで留めてください。
- ・レポート評価票の科目と原稿用紙の科目の付け間違いに注意してください。
受付できない場合があります。
- ・レポート提出は、郵便事故や封筒の破損を避けるため、極力、郵便局窓口からの提出を推奨しています。
また、必ずコピー（控え）をとってください。

■Test Info

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第34回国家試験の試験日は、令和4年2月6日（日）です。
試験概要はこちら→<http://www.sssc.or.jp/shakai/gaiyou.html>
- ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です（9月15日申込締切）。
詳しくはこちら→<https://www.spw-mosi.com/exam/>

※締切を過ぎましたが、在宅受験は受付中です。詳しくは上記ホームページをご確認ください。

- ・本養成所主催の「受験対策講座」をwebにて開催する予定です。

令和3年10月15日（金）に、第32・33期生の皆様にご案内を発送しましたので、届いていない場合はご連絡ください。なお、受験対策ガイダンス動画は10月23日（土）より公開予定です。全科目対応のオンデマンド動画は、10月25日（月）以降、科目ごとに順次公開予定です。全科目の動画が公開されるまで、しばらくお時間をいただきますこと

をご了承ください。

受験対策講座ページへのアクセスはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=5529

■Plus Info

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【Plus Quiz 答と解説】

近年、パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者といった非正規雇用労働者は、雇用者の4割弱を占める状況にあります。2020年は減少したものの2010年以降増加が続いていました。令和2年度版厚生労働白書では、「多様な働き方が進む中で、どのような雇用形態を選択しても納得が得られる処遇を受けられることが重要である」と述べています。

コロナ禍は、まさに多様な働き方への対応という課題をあぶりだしました。待たなしの状況で、国は、雇用保険の被保険者に該当しない労働者にも雇用調整助成金を受け取れるようにしたり、休業手当が支払われない中小企業の労働者が自分で申請できるような休業支援金を作ったり、緊急小口資金等の貸付や住居確保給付金も要件等を緩和したり、通常では難しいような措置を行っています。

この事例も、店主の入院をコロナ禍と読み替えると、「今」まさに起こっていることであるともいえます。社会保障制度について幅広く横断的に問う問題になっています。このような問題は、事例を読み込み情報を的確に把握することが大切です。女性であり、母子世帯であり、非正規労働者であり、飲食業であり、突然の休業であり、複数の課題が重なっていることがわかります。

1. ×年金分割制度は、離婚時に「婚姻中に払い込んだ年金保険料の記録」を分割するものです。離婚時に分割できるのは、厚生年金だけであり、国民年金である老齢基礎年金の保険料納付記録は分割の対象にはなりません。Gさんは婚姻期間中、専業主婦で第三号被保険者であったので、夫婦の合意が必要とされない「3号分割」の対象となり、その間の厚生年金記録の2分の1を分割できます。原則として、厚生年金の分割の手続きは離婚時から2年以内に請求を行う必要があります。
2. ×所得要件はありますが、児童扶養手当の支給対象児童は、18歳到達後最初の3月31日までの間にある者（障害児は20歳未満）です。
3. ×児童扶養手当は、対象の児童を監護する父母などに支給されます。児童が児童福祉施設に入所している場合は、親は監護していないものと扱われ児童扶養手当を受給できません。ただし、母子生活支援施設、通園施設、保育所等はこの限りではありません。
4. ×使用者（店主）の事情による休業の場合は、労働基準法に基づき、使用者（店主）は平均賃金の6割を休業手当として支払わなくてはなりません。雇用保険の雇用継続給付は、高年齢雇用継続給付と介護休業給付の2種類であり、使用者（店主）の事情による休業に対する手当ではありません。
5. ○雇用保険の求職者給付は、原則として、離職の日以前2年間に雇用保険の被保険者期間が通算して12ヶ月以上ある場合に受給できます。Gさんは雇用保険加入期間が1年を過ぎており、要件を満たしています。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus